

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第12号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
[略]		[略]	
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	警備業法（昭和47年法律第117号）	<u>第9条（営業所を設置しようとする場合を除く。）</u> 、 第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	[略]	<u>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）</u>	第8条第1項
		重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	[略]
[略]		[略]	
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、 <u>第8条第1項及び第8条の5第1項</u>
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。